

第九十六号議案

東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「及び東京都千葉福祉園」を削る。

第四条第三項中「又は東京都千葉福祉園」を削る。

別表中

東京都東村山福祉園	東京都東村山市萩山町一丁目三十五番地一
東京都千葉福祉園	千葉県袖ヶ浦市代宿八番地

を

東京都東村山福祉園

東京都東村山市萩山町一丁目三十五番地一

に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都千葉福祉園を廃止する必要がある。